

パブリックコメント等実施後の条例（素案）の修正箇所

No.	意見種別	章	条	意見概要	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
1	＼みんなの意見を募集するよ！／ 富田林市子どもの権利条例の案へのアンケート調査 (小学校低学年【小学校1年生～3年生】)	第2章	第4条第2項 子どもの権利の保障	「助け合い・仲良くする・思いやり」といった内容も必要ではないか	「子どもの権利条例」についてもっとこうなったらいいなと思ったことは、「助け合い・仲良くする・思いやり」という内容の意見が41件と最も多く、「みんなに優しくしたい」、「みんなに大切にされ、自分だけでなく、他の人も大切にされる」・「人と人が助け合ったらとてもいいなと思います」などの意見がありました。 また、「大切だと思う子どもの権利」・「子どもの権利条例について思ったこと」の自由記述欄などでも、このような意見が多く見受けられました。 この「助け合い・仲良くする・思いやり」といった内容は、子どもたちからの他の意見の多くが既に条例に反映されているのに対し、まだ条例に含まれていないことが分かりました。 ＼みんなの意見を募集するよ！／富田林市子どもの権利条例の案へのアンケート調査結果報告書（小学校低学年【小学校1年生～3年生】）P2	(目的) 第1条 この条例は、今と未来のすべての子どものために、子どもとともに、まち全体で子どもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、子どもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、今と未来のすべての子どものために、子どもとともに、 すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら 、まち全体で子どもの権利を保障するまちづくりを推進することにより、子どもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的とします。	第1条に、「すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら、」を追加します。 「すべての人がお互いの権利を尊重し合いながら、まち全体で子どもの権利を保障するまちづくりを推進する」とは、子どもを含むすべての人が互いの権利を認め合い、尊重し合うことを基盤に、まち全体で子どもの権利を保障するまちづくりを進めることを意味します。
2						(子どもの権利の保障) 第4条 2 次に掲げる子どもの権利の保障に、まち全体で重点的に取り組みます。 (1) どのような理由でも差別されない権利 (2) あらゆる暴力から守られる権利 (3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利 (4) 自分に関わることに参加する権利 (5) 安心して生き、育つ権利 (6) ありのままの自分で生きる権利 (7) 休む・遊ぶ権利 (8) 学ぶ権利 (9) 相談する権利 (10) 必要な支援を受ける権利	(子どもの権利の保障) 第4条 2 次に掲げる子どもの権利の保障に、まち全体で重点的に取り組みます。 (1) どのような理由でも差別されない権利 (2) あらゆる暴力から守られる権利 (3) 自分の意見等を聴かれ、表明し、その意見等が尊重される権利 (4) 自分に関わることに参加する権利 (5) 安心して生き、育つ権利 (6) ありのままの自分で生きる権利 (7) 社会とつながり、ともに生きる権利 (8) 休む・遊ぶ権利 (9) 学ぶ権利 (10) 相談する権利 (11) 必要な支援を受ける権利	第4条第2項に、「社会とつながり、ともに生きる権利」を追加します。 この権利は、家族、友人、学校、地域など、社会の様々な人々や集団とつながりを持ち、助け合いながらともに生きることができる権利です。 この権利を条例に追加することにより、子どもたちが単に守られる存在であるだけでなく、社会の一員としてつながりをもって生きることができることを示すとともに、その重要性を周知し、意識を育んでいきます。
3	＼みんなの意見を募集するよ！／ 富田林市子どもの権利条例の案へのアンケート調査 (小学校高学年【小学校4年生～6年生】・中学生)	第3章	第5条第1項 共通の責務	子どもの権利や条例をもっと大人や子どもに周知してほしい	「子どもの権利条例」についてもっとこうなったらいいなと思ったことは、「子どもの権利や条例をもっと知ってほしい」という内容の意見が105件と最も多く、子どもたちは大人や子どもにもっと子どもの権利や条例のことを知ってほしい・広めてほしいと思っています。 ＼みんなの意見を募集するよ！／富田林市子どもの権利条例の案へのアンケート調査結果報告書（小学校高学年【小学校4年生～6年生】・中学生）P2	(共通の責務) 第5条 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、子どもの権利を理解し、尊重し、保障します。	(共通の責務) 第5条 市、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、子どもの権利を 知り、理解し、尊重し、保障 します。	第5条第1項共通の責務に「知り」という文言を追加し、子どもの権利を大人が知ることと責務とします。 また、今後子どもの権利条例の周知について、様々な取組を行っています。
4	＼みんなの意見を募集するよ！／ 富田林市子どもの権利条例の案へのアンケート調査 (小学校高学年【小学校4年生～6年生】・中学生)	その他	広報物（子ども向け概要版等）	もっと条例に具体的な対応策や詳細を書いてほしい	もっとこんなことを書いてほしい・もっと具体的に書いてほしいという内容の意見が31件あり、具体的にもっと何ができるのか、いじめや差別などの子どもの権利侵害を防ぐための対応策といった条例の具体性を子どもたちは求めています。 ＼みんなの意見を募集するよ！／富田林市子どもの権利条例の案へのアンケート調査結果報告書（小学校高学年【小学校4年生～6年生】・中学生）P2			広報物（子ども向け概要版等）に、条例に定められている具体的な対応について明記します。 今回のアンケート調査では、子ども向けの条例の概要版を読んで、子どもたちに回答してもらいました。概要版では、具体的に市がどういふことを実行していくのかを記載できていなかったため、今後の広報物においては、具体的な対応策もいっしょに記載します。 以下、記載する内容例 ・子どもの権利の日ができること ・市や学校の先生に、子どもの権利侵害の防止及び救済するために、必要な知識を学ぶ機会を設けること ・子どもに関係する施策や計画を作る、評価をするときには、子どもが参加できる機会を設けること ・子どもの権利擁護委員会を設置すること